

議案第13号

教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月3日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校」の次に「及び横須賀美術館」を加える。

第14条及び第15条を削り、第13条を第15条とし、第8条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条の2中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条を第9条とする。

第7条教育指導課の部第11号中「学校評議員」を「学校運営協議会及び学校評議員」に改め、同条支援教育課の部第10号中「奨学支援金」の次に「及び交通遺児奨学金」を加え、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の2を第6条とする。

第21条第2号の表中

横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	学校食育課
横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会	横須賀市子ども読書活動推進計画に関する事項について審議すること。	中央図書館
横須賀美術館運営評価委員会	横須賀美術館の運営の状況の評価及びその評価の結果に基づく改善策に関する事項について審議すること。	美術館運営課
横須賀美術館美術品評価委員会	横須賀美術館において取得する美術品の評価に関する事項について審議すること。	

を

横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	学校食育課
---------------	--------------------------------------	-------

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

横須賀美術館に関する事務の市長への移管等に伴い、所要の条文整理を行うため。

(総則)

第1条 教育委員会事務局(以下「事務局」という。)、教育機関(学校を除く。以下同じ。)及び附属機関の事務分掌等については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

及び横須賀美術館

(職務権限の代行)

第5条の2 指定された課長は、部長に事故がある場合において、教育長が必要と認めるときは、その事務の一部を代行することができる。

2 前項の課長は、部長代行と称することとする。

(教育総務部)

第6条 教育総務部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 教育委員会の秘書及び会議に関すること。
- (2) 教育委員会の規則及び訓令等の審査並びに公布令達に関すること。
- (3) 事務局及び教育機関(以下「事務局等」という。)の組織に関すること。
- (4) 学校職員以外の職員の任免、給与その他人事に関すること。
- (5) 特別職員(学校関係職員を除く。)に関すること。
- (6) 儀式及び表彰に関すること。
- (7) 教育行政に関する相談に関すること。
- (8) 文書事務の総括に関すること。
- (9) 公印の管理に関すること。
- (10) 事務局等の予算執行の調整に関すること。
- (11) 予算経理手続きに関すること。
- (12) 学校事務用品及び教材教具の調達等に関すること。
- (13) 学校備品の整備に関すること。
- (14) 他の執行機関等との連絡に関すること。
- (15) 他部間及び部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。
- (16) 他部及び部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

教育政策課

- (1) 教育政策の方針に関すること。
- (2) 教育施策の調整に関すること。
- (3) 学校建設の長期計画の策定に関すること。
- (4) 学校の設置及び廃止に関すること。

(5) 教育統計及び調査に関すること。

(6) 通学区域に関すること。

(7) 広報に関すること。

生涯学習課

(1) 生涯学習の調査及び計画に関すること。

(2) 生涯学習に係る情報の収集及び提供に関すること。

(3) 生涯学習の啓発及び普及に関すること。

(4) 文化財の保護と活用に関すること。

(5) 成人教育に関すること。

(6) 人権教育及び人権啓発の推進に関すること。

(7) 学校施設(体育施設を除く。)の開放に関すること。

(8) 社会教育関係団体及び文化財関係団体の指導育成に関すること。

(9) 生涯学習財団に関すること。

(10) 図書館、博物館及び美術館との連絡に関すること。

(11) 万代会館の管理に関すること。

(12) 生涯学習センターに関すること。

(13) 万代基金の管理に関すること。

教職員課

(1) 学級編制並びに学校職員の定数及び配置に関すること。

(2) 学校職員の人事に関すること。

(3) 学校職員の免許状に関すること。

(4) 学校職員の研修に関すること。

(5) 学校職員の健康管理に関すること。

(6) 学校職員の福利厚生に関すること。

(7) 学校医等の公務災害補償に関すること。

(8) 学校職員団体との交渉に関すること。

(9) 学校職員安全衛生委員会に関すること。

(10) 共同学校事務室に関すること。

学校管理課

(1) 学校施設の建設計画に関すること。

(2) 学校用地の確保に関すること。

(3) 学校施設の整備計画に関すること。

(4) 学校財産の管理に関すること。

(5) 学校施設の維持管理に関すること。

- (6) 学校施設の営繕工事に関すること。

(学校教育部)

第7条⁸ 学校教育部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。

教育指導課

- (1) 教育課程(特別支援教育、学校保健及び学校体育を除く。)の指導助言に関すること。
- (2) 児童生徒の学習指導及び進路指導に関すること。
- (3) 学校運営の調整に関すること。
- (4) 校外行事及び教材選定の承認に関すること。
- (5) 教育課程の研究委託に関すること。
- (6) 教科用図書に関すること。
- (7) 学則に関すること。
- (8) 授業料、保育料等に関すること。
- (9) 市立高等学校生徒及び市立幼稚園園児の募集に関すること。
- (10) 通学路に関すること。
- (11) 学校評議員に関すること。 学校運営協議会及び
- (12) 教育研究所との連絡に関すること。
- (13) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。
- (14) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

支援教育課

- (1) 支援教育に係る総合調整に関すること。
- (2) 学齢児童生徒の就学に関すること。
- (3) 幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学手続きに関すること。
- (4) 特別支援教育の教育課程の指導助言に関すること。
- (5) 児童指導及び生徒指導に関すること。
- (6) 学校及び学級経営の支援に関すること。
- (7) 教育相談に関すること。
- (8) 外国籍児童生徒等の支援に関すること。
- (9) 就学の奨励及び援助に関すること。 及び交通遺児奨学金
- (10) 奨学支援金の支給に関すること。
- (11) 私立学校(幼稚園を除く。)の助成に関すること。
- (12) 教育福祉支援基金の管理に関すること。

保健体育課

- (1) 児童生徒の健康管理に関する事。
- (2) 学校の環境衛生に関する事。
- (3) 学校保健及び学校体育の教育課程の指導助言に関する事。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連絡に関する事。
- (5) 学校災害の見舞金に関する事。
- (6) 児童生徒の健康の保持増進及び体力の向上に関する事。
- (7) 体育及び保健体育の副読本に関する事。
- (8) 学校体育の研究委託に関する事。
- (9) 学校水泳プールの運営に関する事。
- (10) 学校体育団体の育成に関する事。

学校食育課

- (1) 学校における食育に関する事。
- (2) 学校給食の献立の作成及び物資の調達に関する事。
- (3) 学校給食の衛生管理に関する事。
- (4) 学校給食施設設備の維持管理に関する事。
- (5) 給食費に関する事。
- (6) 学校給食センターの管理に関する事。

(教育機関の組織)

~~第7条の2~~ 教育機関に次の組織を置く。

- (1) 中央図書館
- (2) 北図書館
- (3) 南図書館
- (4) 児童図書館
- (5) 自然・人文博物館
- ~~(6) 美術館~~
- ~~(7)~~ 万代会館
- ~~(8)~~ 教育研究所
- ~~(9)~~ 学校給食センター

(図書館)

~~第8条~~ 中央図書館及び児童図書館に館長を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、中央図書館に係長及び主査を置くことができる。

- 3 係長及び主査の配置は、教育総務部長が定める。
- 4 中央図書館長は、教育総務部長の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 係長、主査及び児童図書館長は、それぞれ上司の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 中央図書館長並びに第1項及び第2項に規定する中央図書館の職員の職務は、前2項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 中央図書館長 中央図書館内の事務の総括管理に関すること。
 - (2) 係長 館長が指定する係の事務の執行管理に関すること。
 - (3) 主査 中央図書館内の事務のうち特に教育総務部長が指定する事項又は係の事務のうち機動性を持たせる必要がある事項の執行管理に関すること。
 - (4) 児童図書館長 児童図書館内の事務の執行管理に関すること。
- 7 館長は、前項の規定にかかわらず、指定した職員に特定事項を処理させることができる。

第9条 中央図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 図書館事業の計画及び調整に関すること。
- (2) 図書館資料に関すること。
- (3) 団体貸出し及びコミュニティセンター図書室等用の図書に関すること。
- (4) 視聴覚資料及び電子資料に関すること。
- (5) 図書館行事に関すること。
- (6) 図書館事業の広報及び啓発に関すること。
- (7) 子ども読書活動の推進に関すること。
- (8) その他図書館業務に関すること。

第10条 北図書館及び南図書館に館長を置く。

- 2 北図書館長及び南図書館長は、中央図書館長の命を受け所掌事務を掌理する。
- 3 北図書館及び南図書館の職員は、中央図書館の職員をもって充てる。

第11条 北図書館及び南図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 図書館資料に関すること。
- (2) その他図書館業務に関すること。

(自然・人文博物館)

⁴
第12条 自然・人文博物館に博物館運営課を置く。

- 2 課に課長を置く。
- 3 前項に定めるもののほか、課に係長及び主査を置くことができる。
- 4 係長及び主査の配置は、教育総務部長が定める。
- 5 課長は教育総務部長の命を、係長及び主査は課長の命をそれぞれ受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 第2項及び第3項に規定する自然・人文博物館の職員の職務は、前項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 課長 自然・人文博物館内の事務の総括管理に関すること。
 - (2) 係長 課長が指定する係の事務の執行管理に関すること。
 - (3) 主査 課内の事務のうち特に教育総務部長が指定する事項又は係の事務のうち機動性を持たせる必要がある事項の執行管理に関すること。
- 7 課長は、前項の規定にかかわらず、指定した職員に特定事項を処理させることができる。

⁵
第13条 自然・人文博物館の事務分掌は、次のとおりとする。

博物館運営課

- (1) 博物館事業の計画及び調整に関すること。
- (2) 博物館資料の保存及び管理に関すること。
- (3) 博物館資料の収集及び調査研究に関すること。
- (4) 展示、講演会等に関すること。
- (5) 市民等による展示等、調査研究並びに資料の保存及び管理についての指導助言に関すること。
- (6) 学術研究団体等の指導育成に関すること。
- (7) 博物館資料の利用に関すること。
- (8) 博物館事業の広報に関すること。
- (9) その他博物館業務に関すること。

(美術館)

第14条 美術館に美術館運営課を置く。

- 2 課に課長を置く。
- 3 前項に定めるもののほか、課に係長及び主査を置くことができる。
- 4 係長及び主査の配置は、教育総務部長が定める。

- 5 課長は教育総務部長の命を、係長及び主査は課長の命をそれぞれ受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 第2項及び第3項に規定する美術館の職員の職務は、前項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。
- (1) 課長 美術館内の事務の総括管理に関すること。
 - (2) 係長 課長が指定する係の事務の執行管理に関すること。
 - (3) 主査 課内の事務のうち特に教育総務部長が指定する事項又は係の事務のうち機動性を持たせる必要がある事項の執行管理に関すること。
- 7 課長は、前項の規定にかかわらず、指定した職員に特定事項を処理させることができる。

第15条 美術館の事務分掌は、次のとおりとする。

美術館運営課

- (1) 美術館事業の計画及び調整に関すること。
- (2) 美術館資料の保存及び管理に関すること。
- (3) 美術館資料の収集及び調査研究に関すること。
- (4) 展覧会、講演会等に関すること。
- (5) 美術に関する教育普及に関すること。
- (6) 美術館資料の利用に関すること。
- (7) 美術館事業の広報に関すること。
- (8) 美術品等取得基金の管理に関すること。
- (9) その他美術館業務に関すること。

(附属機関)

第21条 法令又は条例により設けられた附属機関の名称、所掌事務及び庶務担当課は、次のとおりとする。

- (1) 法令によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
社会教育委員	教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。	生涯学習課

(2) 条例によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
横須賀市立 小中学校適 正配置審議 会	横須賀市立の小学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。	教育政策課
文化財専門 審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課
国指定史跡 東京湾要塞 跡整備委員 会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のため の整備に関する事項について審議すること。	
生涯学習セ ンター指定 管理者選考 委員会	教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの 指定管理者の選考を行うこと。	
横須賀市学 力向上推進 委員会	市内における子どもの学力向上のための取組み 等に関する事項について審議すること。	教育指導課
横須賀市教 科用図書採 択検討委員 会	市立学校において使用する教科用図書の採択に 関する事項について審議すること。	
横須賀市支	教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び	

支援教育推進委員会	充実に関する事項について調査審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	支援教育課
横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。	支援教育課
横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	学校食育課
横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会	横須賀市子ども読書活動推進計画に関する事項について審議すること。	中央図書館
横須賀美術館運営評価委員会	横須賀美術館の運営の状況の評価及びその評価の結果に基づく改善策に関する事項について審議すること。	美術館運営課
横須賀美術館美術品評価委員会	横須賀美術館において取得する美術品の評価に関する事項について審議すること。	美術館運営課